

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号

氏 名 静和エンパイロメント 株式会社

代表取締役 和波 剛

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

複写厳禁

本許可証の写しを複写・印刷し
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。

静和エンパイロメント株式会社

静岡県知事

川勝 平太

許可の年月日 令和5年7月19日

許可の有効年月日 令和12年7月18日

複写厳禁

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
発行政局に提出します。許可取得のための使用は無効です。
年 月 日

1. 事業の範囲

事業の区分

特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）を静和エンパイロメント株式会社
 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、
 廃PCB等（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）、PCB
 汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）、特定有害廃石
 綿等、特定有害ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその
 化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害燃え
 殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム
 化合物を含むものに限る。）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、
 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、
 1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、
 1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）、
 特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、
 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロ
 エチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロ
 エタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、
 1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、
 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、
 ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、
 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、
 砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラ
 クロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロ
 ロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロ
 エチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリク
 ロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、
 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジ
 オキサンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又は
 その化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有
 機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化
 合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメ

タン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃水銀等

以上 96品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年	7月19日	新規許可
平成18年	7月19日	更新許可
平成23年	8月29日	更新許可
平成28年	8月15日	更新許可
令和 5年	9月 5日	更新許可

5. 積替え許可の有無 有

市名 静岡市 許可番号 06261051046

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無